

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 4

北九州市告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7076 76	COCOSIA デイサービスよ しみ	北九州市八幡西 区中の原三丁目 1番10号	医療法人上の 原クリニック	令和2年3 月1日
4070 4055 03	ライフスタイル 砂津	北九州市小倉北 区砂津二丁目1 番37号2階	株式会社いわ さき	令和2年3 月1日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7076 50	E-スタート	北九州市八幡西 区上上津役四丁 目7番2-20 1号	株式会社E- トラスト	令和2年3 月1日

3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7076 68	E-スタート	北九州市八幡西 区上上津役四丁 目7番2-20 1号	株式会社E- トラスト	令和2年3 月1日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 2022 80	麻の葉ケアプラ ンセンター	北九州市若松区 東二島五丁目2 番19号フレ ンテ二島103	合同会社白桜	令和2年3 月1日

北九州市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項及び第82条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号及び第85条第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070705001	ベルの郷 ヘルパーステーション	北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目5番1号	ベル工房有限公司	令和2年2月29日
4070707445	ヘルパーステーション あん	北九州市八幡西区友田一丁目10番8-107号	NPO法人ハッピービー	令和2年2月29日
4070706959	ヘルパーステーション ひまわり	北九州市八幡西区町上津役東三丁目17番10号	医療法人新生会	令和2年2月29日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070404068	リハビリデイサービス 砂津	北九州市小倉北区砂津二丁目1番37号	松博堂株式会社	令和2年2月29日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070707486	ケアプラン あん	北九州市八幡西区鉄王一丁目7番14号	合同会社エターナル	令和2年1月31日

北九州市公告第162号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月11日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	都市モノレール小倉線照明灯設置工事（31-12）
	工事場所	北九州市小倉南区守恒本町一丁目ほか
	工事内容	道路照明灯設置工事
	工期	請負契約締結の日から令和2年8月31日まで
	予定価格	1,223万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で令和2年3月9日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和2年3月16日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和2年3月17日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和2年3月26日及び同月27日 午前9時から午後7時まで （2） 令和2年3月30日 午前9時から午後4時30分まで	
	開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和2年3月31日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

9 その他	<p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	